

**国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る
事業者要件、積算基準、共通仕様書の制定について
(概要)**

**令和7年1月
林野庁経営企画課**

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る 事業者要件、積算基準、共通仕様書の制定について（概要）

- ▶ **課題** 狩猟・有害捕獲等における**事故多発**、捕獲等従事者の減少、高齢化による**担い手不足**により、適正な鳥獣管理・被害抑制が困難となるおそれ
- ▶ **対応策** 安全関係及び担い手育成等の経費を見込んだ、**適正な価格で発注**するための**積算基準等を制定**
 - ・有害捕獲等事業の安全確保
 - ・担い手の育成・確保

○事業者要件（入札等参加の資格要件）

- ▶ 法人であること（一部を除く）
- ▶ 安全管理体制を確保し、組織的に捕獲等に従事する実行体制（事業管理責任者（1名）、捕獲従事者、作業従事者を配置）を確保できること
- ▶ 救急救命講習を受講し、安全管理講習、技能知識講習又は同等の講習を修了していること
- ▶ 損害賠償保険（銃：1億円、わな：3千万円）、従事者傷害保険（1千万円以上）の加入していること
- ▶ 安全管理体制、連絡体制、猟具の点検・管理、銃器の保管・管理及び射撃練習、健康管理等を定めた「安全管理規程」を作成し、組織的な安全管理体制を確保できること
- ▶ 指定する捕獲方法による対象鳥獣の捕獲実績があること

○委託者は、安全関係等の経費を見込んだ適正な予定価格で発注

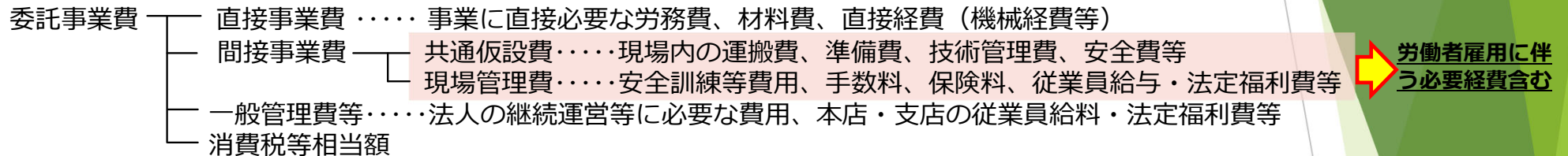
- ▶ 法人の継続運営に必要な一般管理費等
- ▶ 事業の管理に必要な現場管理費
 - 救急救命講習・安全管理講習・技能知識講習・射撃練習等の受講等に係る費用、銃器の保管及び猟具の点検等に要する費用、猟銃の所持許可及び講習等に係る手数料、損害賠償保険・従事者傷害保険等の保険料、労災保険・雇用保険・社会保険及び退職金共済制度に基づく事業主負担額等の費用を含む。
- ▶ 有害鳥獣捕獲等事業従事者単価は、「公共工事設計労務単価」を準用。

○受託者は、従事者の講習受講・保険加入、安全管理体制の確保に取り組む

- ▶ 事業計画書（安全管理規程含む）を作成し、事業の実行体制、安全管理体制を構築
- ▶ 救急救命講習、安全管理講習、技能知識講習、射撃練習等の受講
- ▶ 損害賠償保険、従事者傷害保険、労災保険、雇用保険、健康保険等に加入

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る 事業者要件、積算基準、共通仕様書の制定について（概要）

○委託事業費の構成



○有害鳥獣捕獲等事業従事者の職務内容等

職 種	職務内容、講習の受講及び保険加入等	公共工事設計労務単価 準用職種
事業管理責任者	安全管理体制、研修実施の責任者、事業全体を統括。指定する捕獲方法に応じた狩猟免許取得。救命救急講習・安全管理講習・技能知識講習受講。損害賠償保険、傷害保険加入。法人等との間に直接的な雇用関係。	土木一般世話役
捕獲従事者	わな、銃を用いて捕獲等実施。指定する捕獲方法に応じた狩猟免許取得。救命救急講習・安全管理講習・技能知識講習受講。損害賠償保険、傷害保険加入。法人等との間に直接的な雇用関係。	特殊作業員
作業従事者	捕獲等に付随する補助作業等を実施。傷害保険加入。法人等との間に直接的な雇用関係。	普通作業員

○委託事業費の積算

委託事業費 = 直接事業費 + 間接事業費 + 一般管理費等 + 消費税等相当額

・ **間接事業費 = 共通仮設費 + 現場管理費**

共通仮設費 = 直接事業費 × 5.40% (※)

※ 対象額が600万円以下の場合

現場管理費 = 純事業費 × 34.0%

純事業費 = 直接事業費 + 共通仮設費

・ **一般管理費等 = 事業原価 × 23.57% (※)**

※ 事業原価が500万円以下の場合

事業原価 = 純事業費 + 現場管理費

・ **消費税等相当額 = 事業価格 × 消費税等率**

事業価格 = 事業原価 + 一般管理費等

※ 事業価格には、消費税等相当分を含まない。

国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る 事業者要件、積算基準、共通仕様書の制定について（概要）

○安全管理規程

契約締結後14日以内に、「安全管理規程」を含む「事業計画書」を作成し監督職員に提出。

事業管理責任者は「安全管理規程」の組織的な遵守を管理徹底し、安全管理体制を確保。

（安全管理規程の作成項目例）

第一章 総則

第二章 安全管理体制に関する事項

事業管理責任者の選任及び解任、事業管理責任者の責務、捕獲従事者及び作業従事者の責務、安全確保のための人員配置

第三章 連絡体制に関する事項

連絡体制、安全確保のための通信装備

第四章 捕獲現場における安全管理に関する事項

作業環境の整備、ミーティングの実施による作業手順・緊急連絡体制の周知等、銃器による捕獲場所の選定、銃器による捕獲区域の安全管理、銃器の取扱い上の厳守事項

第五章 猟具の定期的な点検計画及び安全な取扱いに関する事項

第六章 銃器を使用する場合における射撃練習、保管及び使用に関する事項

第七章 事業従事者の心身の健康状態の把握に関する事項

別 添 有害鳥獣捕獲等事業実施時の連絡体制図

※ 指定する捕獲方法に関連する項目等について、現地条件等を勘案し作成。

○救急救命講習、安全管理講習及び技能知識講習受講

事業管理責任者及び捕獲従事者は、救急救命講習の受講、環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習又は同等の講習を修了し、安全管理体制や、従事者の技能及び知識が一定の基準に適合していることを要件とする。

安全管理体制及び適正な捕獲体制を確保できる担い手を育成・確保。